

*悪質商法や特殊詐欺とは

突然に家を訪問し、高額な商品やサービスなどを契約させて金銭をだまし取る行為や電話で未公開株などを今購入すると絶対値上がりするなどと言って契約させ金銭をだまし取る行為などを「**悪質商法**」といいます。

また、家族を装いお金を振り込ませる行為などが「**特殊詐欺**」といいます。

主な「悪質商法」と「特殊詐欺」を次のとおり掲載しますのでご参考にしてください。

*主な悪質商法とその手口

◎訪問販売

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
販売員が突然自宅に来て、高額な商品やサービスなどを売りつける。または購入の契約などを行う。	新聞、羽毛布団、健康食品、貴金属類、学習用教材など

◎点検商法

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
点検に来たと言って訪問し、「工事しないと危険」などと異なることをいって工事契約などを行う。	浄水器、屋根工事、床下換気扇、シロアリ駆除など

◎催眠商法（SF商法）

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
人を集め、締め切った会場で日用品などを早く手を挙げた人に無料で配るなどして雰囲気盛り上げ、興奮状態にしておいて、高額な商品などを購入させる。または、購入契約を行なう。	羽毛布団、磁気マットレス、電気治療器、健康食品など

◎かたり商法

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
公的機関や有名企業の職員や関係者であるかのように思わせて購入契約などを行なう。	浄水器、活水器、整水器、洗剤、リースサービスなど

◎ネガティブ・オプション（送りつけ商法）

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
注文していない商品を送りつけ、消費者が勘違いして、代金を支払うことをねらう商法。	書籍（雑誌、新聞、単行本）食料品など

*主な特殊詐欺とその手口

◎振り込め詐欺（おれおれ詐欺）

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
電話を利用し、家族や警察官・弁護士等を装い交通事故や借金などの示談金目的で、現金を預金口座等へ振込ませる。また、現金・キャッシュカードなどを宅配便や郵便などで送らせる。自宅まで直接受け取りに来ることもある。	金銭（示談金・賠償金）

◎預貯金詐欺

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
銀行口座が犯罪に利用されており、キャッシュカードの交換手続きが必要であるなどの名目で、キャッシュカード・クレジットカード・預金通帳などをだまし取る。	金銭

◎架空請求

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
身に覚えのないサイトの情報料などの未納を通告するもので、はがきや封書で「最終通告」「債権譲渡通知」などの題目の通知が届くことやパソコンや携帯電話等にメールで請求することがある。	金銭（情報料）

◎還付金詐欺

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
役所等をかたり、税金や保険料、医療費等の還付の手続きを装って、電話で指示しながらATMを操作させて振込ませる。	金銭

◎フィッシング詐欺

[誘う手口と特徴]	[主な商品・サービス]
金融機関やオンラインショップなど実在する企業からのメールを装い、住所や氏名、銀行口座番号やクレジットカード番号、有効期限、ID、パスワードなどを返信させる。または、偽のホームページなどにこれらの個人情報を入力させ、金銭をだまし取る。	金銭

※ 安易に契約せず、はっきり断ることが大切です。